

---

プロジェクト	収益認識
項目	第 95 回収益認識専門委員会及び第 407 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案(注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方)

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方について、第 95 回収益認識専門委員会（2019 年 4 月 17 日開催）及び第 407 回企業会計基準委員会（2019 年 4 月 25 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## II. 注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方について

### 基本的な考え方について

#### 【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、注記事項を検討するにあたっての基本的な考え方として、次の対応を行うことを提案した。
  - (1) 包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを収益認識会計基準に含める。また、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を収益認識会計基準に含める。
  - (2) 財務諸表作成者が当該企業の契約の実態にあわせて個々の注記事項の開示の要否を判断することを明確にし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記を省略することができることを明確にする。
  - (3) 財務諸表作成者から、特に作成負担に関して強い懸念等が寄せられている、「残存履行義務に配分した取引価格」に関する注記については、重要性の判断等について、追加の対応をすべきか否かを別途検討する（このほか、債権と契約資産を区分して貸借対照表に表示することを要求するか否かを検討することとしており、その検討結果に合わせて、契約残高に関する注記について追加の対応を検討する可能性がある。）。
3. 以下の項では、上記の提案について寄せられた主な意見とその対応案をまとめてい

る。

**(開示の議論において費用対効果を常に意識すべきという意見)**

4. 開示に関する議論を行う際には、作成者の負担と利用者のニーズという費用対効果を常に意識しなければならないと考えている。

**(対応案)**

事務局においても認識しており、今後の対応においても常に念頭において検討を進める予定である。

**(事務局の提案を支持する意見)**

**第 95 回収益認識専門委員会で聞かれた意見**

5. 会計処理について IFRS 第 15 号を基礎として追加又は削除するという方向で検討しており、基本的な考え方については、事務局の提案に違和感はない。
6. 作成者の負担感を考慮する必要がある一方で、IFRS 第 15 号の開発目的等に照らして考えると、日本基準の開示情報が国際的な会計基準に比して少ない場合や欠如しているような場合には、国際的な財務諸表間の比較可能性の観点から問題があると考えられる。国際的な会計基準を適用している企業の開示例を見ると、企業により注力する部分とそうでない部分が見られたり、定性的情報と定量的情報の記載が見られたりするなど、情報量と記載方法に幅があると理解した。そのような対応が認められるという方向であれば、作成者にとっても受け入れ可能なものなのではないかと考えられる。
7. 事務局の提案に基本的に同意する。国際的な会計基準を適用している企業の開示例を見ても、現時点では企業によって情報量、記載内容にばらつきがあるが、適用後 2~3 年で、財務諸表利用者と財務諸表作成者双方のニーズや同業他社との関係により、適切な開示が醸成されていくのではないかと考えられる。また、あまり詳細な開示により重要な情報が覆い隠されることは望んでおらず、重要性で捌く方法が一番適切であると考えられる。
8. 個々の契約の類型について注記事項を定めることが現実的に困難である以上、包括的な形で開発を行うしかないのではないかと考えられる。重要性の判断の適用は難しいかもしれないが、いずれ財務諸表作成者と財務諸表利用者の目線が自然に揃い、開示例の積み上げによりベスト・プラクティスが形成されるのではないかと。原則主義で会計基準を開発し、財務諸表作成者と財務諸表利用者の双方にとって受け入れ可能な開示項目が自然と定まるような形に持っていくのが適切であると考えられ

る。

#### 第 407 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

9. 事務局の提案する方向性に賛成する。その一方で、当該会計基準における開示規定を原則主義的なものとする事で、現存する他の会計基準における開示規定の考え方との整合性等、難しい課題が生じることも考えられる。
10. 原則主義的な開示規定を開発することに賛成する。金融庁において進められている非財務情報の開示の検討の背景においても、ボイラープレートの記載ではなく、企業の実態に即した情報を開示するためには、原則主義的な開示規定の方が適切であると考えられる。
11. 事務局の提案する方向性に同意する。民法の一部を改正する法律（債権法改正）が2020年4月より施行されるが、実務への取扱いが明らかではない部分がある点を考慮すると、原則主義での対応が望ましいと考えられる。

.....  
**(対応案)**  
 .....

事務局の提案に賛成する意見である。  
 .....

#### **(慎重な対応をすべきという意見)**

#### 第 95 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

12. 包括的な定めを設けた上で、個々の企業の契約の実態にあわせて重要性に鑑みて注記を省略することができるということを明確にするという対応は支持する。ただし、収益認識会計基準は3,000社以上の上場企業に加えて、計算書類のみ作成する会社法上の大会社等にも適用されることを踏まえると、日本基準適用企業に多大な負担を強いることにならないよう、慎重な配慮をすることが必要であると考えられる。

.....  
**(対応案)**  
 .....

事務局においても認識しており、今後の対応においても常に念頭において検討を進める予定である。  
 .....

## 開示目的に照らした重要性の定めに関して

### (重要性を判断する際の指針等を要望する意見)

#### 第 95 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

13. 基本的な考え方として事務局の提案に同意する。ただし、企業によっては、開示目的や重要性に関する文言のみで判断することは難しいのではないかと懸念がある。開示目的に照らして重要性を判断する際のケース・スタディやガイドライン等があると、実務に資すると考えられる。

#### 第 407 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

14. 収益認識会計基準において事務局の提案する原則主義の開示規定と、時価の算定に関する開示の会計基準の議論で見られる細則主義の開示規定との間の方向性の違いに違和感がある。原則主義に対しては実務における適用を想定すると具体的な開示の要否が議論になるのではないかと考えられる。
15. 事務局の提案する基本的な考え方については同意する。一方で、実際に財務諸表作成者が開示目的に照らして重要性の判断を行うことはかなり難しく、何らかの形でガイドラインのようなものが必要になるのではないかと考えられる。財務諸表作成者と財務諸表利用者の対話の中で双方の目線が揃っていくという意見もあるが、一度設けた開示項目を削除することは困難であると想定されるため、適用初年度からある程度双方の目線を揃える必要があるのではないかと考えられる。

#### (対応案)

審議事項(5)-2-1において検討している。

## 追加の対応を検討する項目について

#### 第 95 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

16. 開示の趣旨や背景に照らして、各開示項目について一つずつ収益認識会計基準に含めるべきか否かを検討するのは困難であるという事務局の分析には同意する。ただし、残存履行義務に配分した取引価格以外に、強い懸念が聞かれており、個別項目として切り出したうえで、簡便的な方法の可否を検討した方が良いと考えられる項目はないのかという点については、もう少し丁寧な議論をした方が良いのではないかと考えられる。

17. IFRS 第 15 号における契約残高の注記事項においては、当報告期間に過去の期間に充足した履行義務から認識した収益（例えば、取引価格の変動）という項目が要求されているが、このように現在捕捉していない情報については、大幅なシステム改造が必要になるケースも考えられるため、契約残高については検討が必要ではないか。
18. 業種・業態の違いや連結子会社の数によって、各開示項目における負担感の認識は異なるため、本専門委員会でその評価をすることは困難なのではないか。

**(対応案)**

収益認識会計基準の開発過程において、特に困難さが聞かれていたのは、契約残高や残存履行義務に配分した取引価格等の一部の定量的な情報の注記についてである（収益認識会計基準第 156 項）。契約残高の開示についても、追加の対応を検討すべき項目として認識しているが、表示の議論とあわせて検討することを予定している。

**(連結と個別や四半期の取扱い等について慎重な対応をすべきという意見)**

**第 95 回收益認識専門委員会で聞かれた意見**

19. 連結財務諸表と個別財務諸表の問題や、四半期財務諸表の取扱い、上場会社と非上場会社の取扱いについては、慎重に考える必要があるのではないかと考えられる。

**(対応案)**

連結財務諸表と個別財務諸表の問題や、四半期財務諸表の取扱い、上場会社と非上場会社の取扱いについては、別途検討する予定である。

**III. 注記事項の検討－開示目的及び重要性の文案について**

**第 95 回收益認識専門委員会で聞かれた意見**

20. 開示目的に照らして注記の妥当性を判断させるという方向性については支持する。ただし、連結財務諸表提出会社については注記を充実させるべきであると考えられるが、情報の有用性という観点からは、連結財務諸表提出会社の個別財務諸表や、連結グループにおける子会社の財務諸表にまで同様の注記が必要であるのかという点について最初に議論し、文案をよく吟味しても良いのではないかと考えられる。

**(対応案)**

連結財務諸表と個別財務諸表の問題や、四半期財務諸表の取扱い、上場会社と非上会社の取扱いについては、別途検討する予定である。

21. 開示目的の結論の背景における「最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図したものではない」との記載について、「開示の中には、一部の企業又は業種については目的適合性があるが、他については目的適合性がないものもある」という IFRS 第 15 号の結論の根拠を含めると、背景がより理解されやすいのではないかと考えられる。

**(対応案)**

ご発言の意図としては、企業によっては注記する必要のないものも存在することを明確にした方がよいのではないかとということかと理解したが、事務局の理解では、開示すべきものは、開示項目として挙げられているものに限定されないという意味も含まれていると考えている。ご指摘の点については、文案の検討において検討する予定である。

22. 開示目的に係る結論の背景について、IFRS 第 15 号の開示目的及び重要性に係る結論の背景における記載と同様に、「企業は重要性のない情報を開示する必要がないことを明確にしている」ことを明記することにより、本文の記載を念押しするような記載にしても良いのではないかと。

**(対応案)**

文案の検討において検討する予定である。

以 上